

福祉部

議案第 33 号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 33 号大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

本日の説明の流れになります。

3 ページをお願いいたします。

大津市の現状でございます。大津市の就学前児童の人口は減少しており、今後も減少傾向は続くとの推計をしております。

4 ページをお願いいたします。

左のグラフは、就学前児童の施設利用状況を示しており、1、2 歳で半数以上が保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用しています。

右の折れ線グラフは認定児童数、棒グラフは保育所・認定こども園の施設数の推移になりますが、水色の線になりますが、認定こども園の 1 号認定は若干の増加傾向ですが、市立幼稚園の園児数は令和 2 年度以降、減少しており、令和 2 年 4 月時点と令和 7 年 4 月時点を比

較すると、わずか5年間で約36パーセント、840人減少すると見込まれます。

5ページをお願いいたします。

このたび、大津市附属機関設置条例を改正し、大津市立幼稚園再編等検討委員会を設置しようとするものであります。

設置の必要性については、令和3年3月に見直した再編基準の適用から3年が経過しまして、再編基準に該当し、再編の検討を進めることとなった園が複数生じている現状であることや、人口推計や保護者の就労形態の変化などから、保育ニーズの高まりがみられます。また、園児が減少して集団規模が小さくなりますと、いろいろな友達と思いを伝え合う経験や協同する経験の不足、遊びの種類が限定されるなどの課題があり、幼児期の生活にふさわしい教育環境の保障が求められているといったことから、市立幼稚園の今後の方向性について集中的に審議された結果を踏まえ、計画を策定していきたいと考えたものであります。

6ページをお願いいたします。

今回の検討委員会につきましては、執行機関は、市長及び教育委員会に属する附属機関としております。幼稚園の設置・管理・廃止に関する事項は、教育委員会の職務権限ですが、そのあり方や方向性が変

わる場合には、子ども・若者支援計画で示しております「就学前児童の保育・教育の量の見込みと確保方策」にも大きな影響があることから、市長及び教育委員会に属する附属機関として設置しようとするものです。

担任する事項は、「市立幼稚園の再編等に関する基本方針及び計画」の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。また、委員の定数は15人以内。委員の構成につきましては資料に記載のとおりと考えております。

7ページをお願いいたします。

今回新たに策定する再編等計画の構成については、「基本方針」と「実行計画」の二部構成を考えております。

「基本方針」は、基本理念やめざすこども像、市立幼稚園再編基準について定める部分であり、現行計画の考え方について検討委員会の中で再度ご確認をさせていただきたいと考えております。

また、「実行計画」は、全市的な各園の再編の方向性を示すものを考えており、再編基準合致度や建物の老朽化等を踏まえた、再編の方向性について優先順位を含めてご審議いただきたいと考えております。

なお、実際の再編にあたりましては、この計画に基づき「個別施設

実施スケジュール」を担当課において作成し、実施してまいりたいと考えております。

８ページをお願いいたします。

今後の予定でございますが、検討委員会については、市長及び教育委員会から諮問し答申をいただくことを考えております。会議はおおよそ２か月に１回開催予定で計５回程度とし、１２月頃にパブリックコメントを実施する予定をしております。

児童福祉専門分科会へは、分科会開催時に検討委員会の進捗を報告し、市議会へも適宜報告致します。

また、教育委員会とは、検討委員会開催ごとに協議・報告しながら連携して進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。